

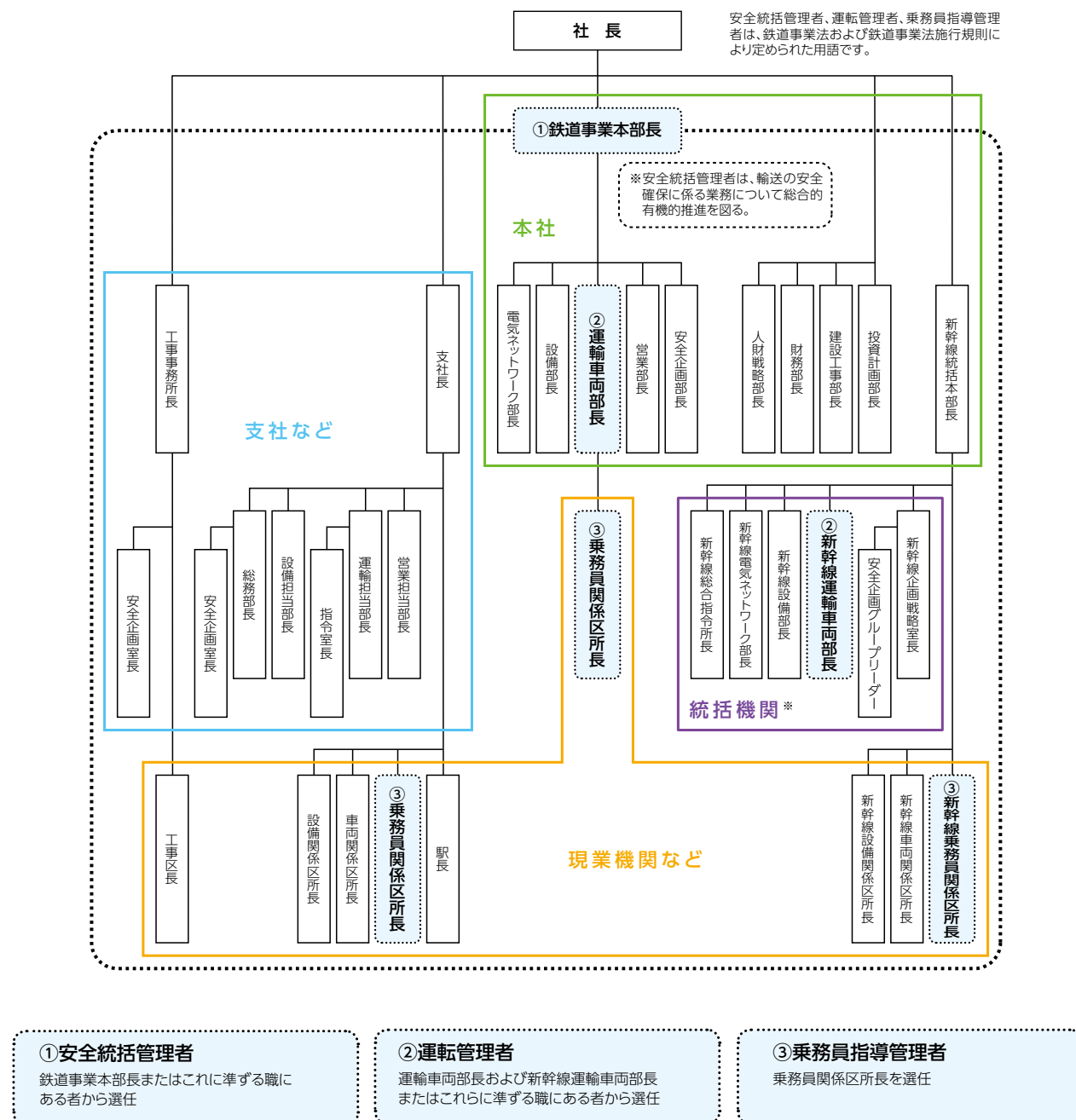
JR東日本の安全管理体制

安全管理規程

鉄道事業法の改正を受け、安全管理規程を2006年10月に制定しました。安全管理規程には、経営トップの安全確保に関する責務や、安全統括管理者（鉄道事

業本部長またはこれに準ずる職にある者）、運転管理者（運輸車両部長および新幹線運輸車両部長、またはこれに準ずる職にある者）、乗務員指導管理者（乗務員関係区所長）の選任といった組織に関する事柄など、安全管理に関する事柄を定めています。

〔輸送の安全確保に関する業務体制の概略図〕



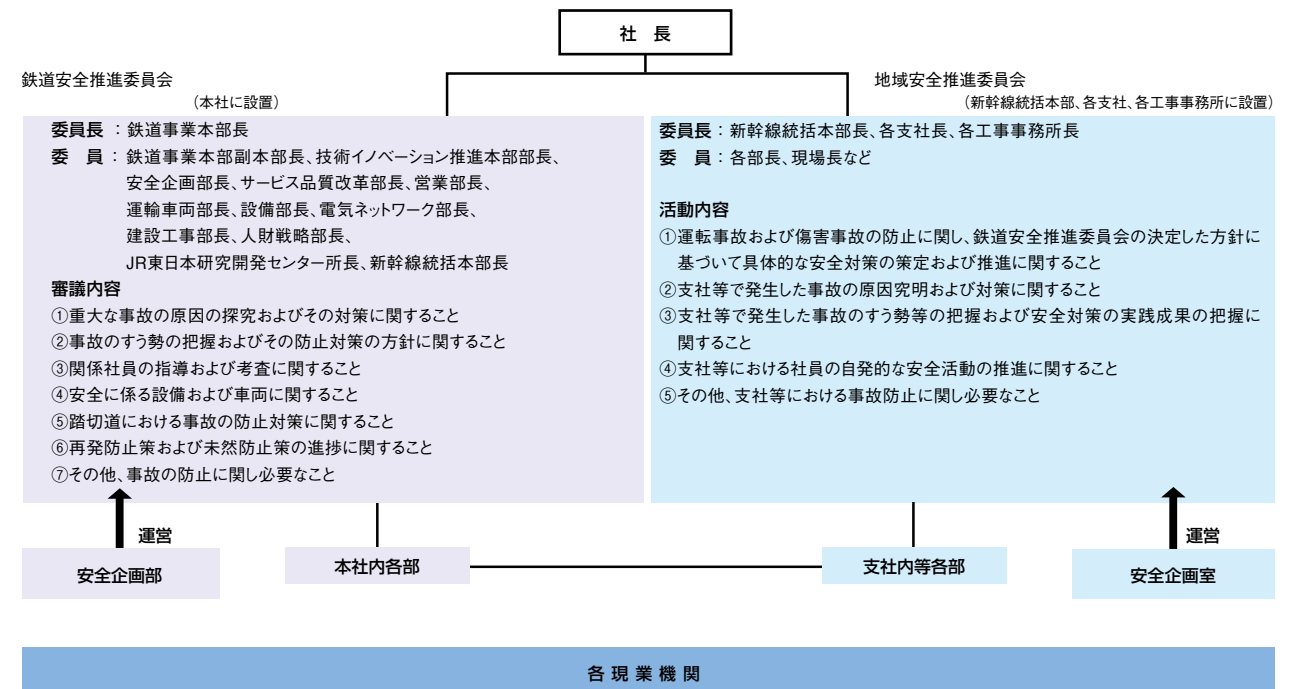
※新幹線については、新幹線に関わる業務を一元的、専門的に統括する新たな部門として、2019年4月に「新幹線統括本部」を設立しました。

安全推進委員会

当社が発足した1987年に、安全対策を推進する体制として、鉄道事業本部長を委員長とする「鉄道安全推進委員会」を本社に設置しました。重大な事故の原因究明や再発防止策の策定、安全に関する設備および車両に関する施策の決定・推進などにより、鉄道の安全性向上と事故防止を図ることを目的

としています。

また、新幹線統括本部と各支社、各工事事務所には、それぞれ新幹線統括本部長と各支社長、各工事事務所長を委員長とする「地域安全推進委員会」を設置し、支社等の事故原因究明や事故防止対策、安全活動の推進などを行っているほか、鉄道安全推進委員会と連携して具体的な対策を実施しています。



事故・事象の報告ルール

鉄道運転事故等の再発防止・未然防止には、事故・事象の正しい把握、原因の分析、対策の実施が必須です。これらを実現するため、当社では以下のことを目的に、事故等の報告と分類に関するルールを定めています。

- ①お客さまや社員の死傷につながるリスクの高い「事故の“芽”」の徹底的な分析と対策の実施
- ②事象として発生はしなかった「埋もれている事故の“芽”」の積極的な掘り起こし

現場・支社・本社が、それぞれの役割を果たして事故等の正しい把握と分析、再発防止・未然防止の深

度化を図っています。さらに、「マイ・ヒヤット」を積極的に掘り起こしてリスクを洗い出し、事故等を未然防止するための対策を講じることで、さらなる安全性の向上をめざしています。

